平成３０年（フ）第１６６１号
大阪市西成区南津守６丁目７番16号　ＹＳパレス　402、前住所大阪市西成区南津守３丁目１番76―106号
債務者　山下　朋弘
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６９２号
大阪市大正区平尾２丁目12番６号
債務者　中村　優子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７６２号
大阪府茨木市山手台５丁目９番20号
債務者　池田エミ子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８０２号
大阪市平野区平野西４丁目２番12号　ＩＶＹ－ＢＯＸ１　301
債務者　落合　綾奈
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８２号
香川県高松市国分寺町国分73番地３
債務者　高丸　涼太
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４８号
長崎県大村市小路口町769番地５　小路口アパート３号棟504号
債務者　杉本みどり（旧姓新谷）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
大分県日田市大字高瀬477番地１　小野アパート203号
債務者　三笘　真理
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大分地方裁判所日田支部

債権者集会期日及び債権調査期日の変更

平成２９年（フ）第２４号
埼玉県秩父市上影森83番地４
破産者　岸田　高志
上記の破産事件について、次のとおり財産状況報告集会、廃止意見聴取、計算報告の期日を変更した。
変更前　平成30年５月23日午前10時30分
変更後　平成30年６月８日午前10時30分
平成30年４月27日
さいたま地方裁判所秩父支部

平成２９年（フ）第２６号
群馬県高崎市台新田町215番地
破産者　有限会社岸田建材
代表者取締役　岸田　高志
上記の破産事件について、次のとおり財産状況報告集会、廃止意見聴取、計算報告の期日を変更した。
変更前　平成30年５月23日午前10時30分
変更後　平成30年６月８日午前10時30分
平成30年４月27日
さいたま地方裁判所秩父支部

平成３０年（フ）第２号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬6392番地
破産者　柏木電気工業株式会社
代表者代表取締役　柏木　義男
上記の破産事件について、次のとおり財産状況報告集会、廃止意見聴取、計算報告の期日を変更した。
変更前　平成30年５月23日午前11時
変更後　平成30年６月８日午前11時
平成30年４月27日
さいたま地方裁判所秩父支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第１８４３号
札幌市中央区南１条西11丁目327番地８
破産者　株式会社ＷＩＮＳＩＴＥ
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３５８号
名古屋市熱田区三本松町10番３号　メゾン熱田東303号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市熱田区三本松町20番１号
破産者　タイホウ技建株式会社
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５３号
北海道函館市堀川町５番６号
破産者　株式会社エビス商会
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２２号
秋田県能代市二ツ井町字比井野91番地
破産者　株式会社岡太屋
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第１２４３号
東京都武蔵村山市大南３丁目28番地の３大南マンション203号
破産者　枝本　上子
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０６０号
東京都八王子市暁町３丁目22番16号
破産者　浅見　和雄
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８８号
京都市中京区西ノ京原町102番地の１セラ御池
破産者　株式会社京都ベストビジネス
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３８号
京都市北区上賀茂朝露ヶ原町１番地の６
破産者　有限会社ファスプロ
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係